

# 身体拘束等の適正化のための指針



株式会社N・A・T

すまいる畑田

## 1 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

### (1) 介護保険または障害福祉サービス等指定基準における身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事があります。

①切迫性…利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※やむを得ず身体拘束を行う場合は、以上の3つの要件をすべて満たす場合に限りです。

## 2 身体拘束等の適正化における基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止 当社においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束適正化検討委員会を中心に十分な検討を行い、身体拘束等による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し同意を得て行います。

また、身体拘束等を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束等を解除すべく努力します。

(3) サービス提供時における留意事項 身体拘束等を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

①利用者主体の行動・尊厳ある環境の保持に努めます。

②言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努めます。

③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に

応じた丁寧な対応をします。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。

やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化検討委員会において検討をします。

⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な活動をしていただけるよう努めます。

（４）利用者・家族への説明 利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所の方針を説明します。

サービス事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、支援の方向性を提案することで、身体拘束等の適正化に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるよう努めます。

### **3 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項**

身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束適正化検討委員会」を組織します。

身体拘束適正化検討委員会は虐待防止委員会と一体的に行います。

会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

### **4 身体拘束適正化をはかるうえで次のような内容について協議する**

①身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること

②身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること

③身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

④職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑤身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### **5 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針**

①職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底します。

②研修は、年1回以上行います。

③研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

### **6 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針**

①身体拘束等の事案については、その全ての案件を虐待防止委員会(身体拘束適正化)に報告するものとします。

②この際、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は 臨時的に同委員会を招集するものとします。

## 7 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

①組織による決定と個別支援計画への記載やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、支援決定会議において組織として慎重に検討・決定します。

身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書の備考欄に記載します。

②本人・家族への十分な説明 身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ます。

様式1：「身体拘束等に関する説明・同意書」に、個別状況による身体拘束等が必要なその理由、方法、時間帯及び時間、その際の利用者の特記すべき心身の状況並びにその他必要な事項を記載し、利用者等に説明と同意を得るとともに、身体拘束等に関する必要事項を記載した個別支援計画書とともに「身体拘束等に関する説明・同意書」を手交します。

行政への相談、報告 身体拘束等を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政機関に相談・報告します。

③必要な事項の記録 身体拘束等を行った場合には、「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討します。

身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、直近の支援決定会議で報告します。

## 8 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

### その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項

上記に定める研修会のほか、身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附則 この指針は、令和6年1月25日 改定。